

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

1 改定の趣旨

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて、**平時の準備**や**感染症発生時の対策**の内容を示すもの。
- ・新型コロナ対応の教訓を踏まえ改正するもので、平成25年に特措法に基づく行動計画が策定されて以来、初めての**抜本的な見直し**となる。
- ・政府行動計画の改定(R6.7.2)を受け、県は令和6年度に、市町村は令和7年度にそれぞれ行動計画を改定する。

2 改定の方向性

- ・本県では、3年余にわたる新型コロナ対応において、先手先手で最大限の対策を決定・実行する「岐阜モデル」を構築し、幾度もの困難を乗り越えてきた。
こうして得た知見や教訓、財産を活かした、「本県ならでは」の岐阜県版行動計画とする。

[岐阜モデル]

専門知の活用



スピード感ある決断



「オール岐阜」による推進体制

[目指すべき姿]

- ① 感染拡大の抑制による県民の生命及び健康の保護
- ② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響の最小化

→ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、
感染症危機に強くしなやかに対応できる社会の実現

3 改定のポイント

	現計画	新計画
対象疾患	主に新型インフルエンザを想定	新型インフルエンザや新型コロナを念頭に、それ以外の新たな呼吸器感染症も想定
フェーズ	5段階 ①未発生期、②県内未発生期、 ③県内発生早期、④県内感染期、 ⑤小康期	3段階に変更し、特に準備期における対策を充実 〔①準備期、②初動期、③対応期(※)〕 ※ 項目により、対応期を次のとおり、細分化 ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②病原体の特性等に応じて対応する時期 ③ワクチン・治療薬等による対応力が高まる時期 ④特措法によらない一般的な対策に移行する時期
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止、 ⑤医療、⑥県民生活・経済	13項目に拡充 〔①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、 リスコミ、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、 ⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬県民生活・経済〕 ※ 下線部新規
横断的視点	—	①人材育成、②国と地方との連携・役割分担、③DXの推進 といった、横断的視点により取組みを強化
実効性確保	—	実施状況を毎年度フォローアップ 6年ごとに必要に応じ計画を改定

4 改定にあたっての協議体制

新型コロナ対応において有効に機能した「岐阜モデル」を平時における行動計画の改定にも継承

[有事] 新型コロナ対応時における体制

感染症対策本部

県(知事、副知事、各部局長、教育長、警察本部長 等)

- ▶ 感染症対策、県民生活の維持等に必要な施策の方針を決定

感染症対策協議会

市町村、県議会、医療団体、経済団体 等

- ▶ 感染症対策の具体的な施策の実施を協議

感染症対策専門家会議

感染症・救急医療・経済・危機管理の専門家

- ▶ 感染症対策の実施・検証について専門的な知見を聴取

[平時] 行動計画改定に向けた体制

新型インフルエンザ等対策推進会議

県(副知事、各部局長、教育長、警察本部長 等)、岐阜市

- ▶ 新型インフルエンザ等の対策を検討

[新設] 新型インフルエンザ等対策推進協議会

市町村、医療団体、経済団体 等

- ▶ 新型インフルエンザ等の施策を協議

感染症対策専門家会議

感染症・救急医療・経済・危機管理の専門家

- ▶ 感染症対策の実施・検証について専門的な知見を聴取

5 改定のスケジュール(R6年度)

7月	[国] 行動計画の閣議決定	11月	[県] 素案の協議 推進会議【2回目】での協議 専門家会議【2回目】での協議 推進協議会【2回目】での協議	3月	[県] 最終案の協議 推進会議【3回目】での協議 専門家会議【3回目】での協議 推進協議会【3回目】での協議 [県] 計画の改定・公表
8月	[国] ガイドラインの策定	12月	[県] パブリックコメント		
9月 ・ 10月	[県] 骨子案の協議 推進会議【1回目】での協議 専門家会議【1回目】での協議 推進協議会【1回目】での協議				

6 保健医療計画・予防計画との関り

	保健医療計画 (R6.3改定)	予防計画 (R6.3改定)	行動計画 (R7.3改定予定)
根 拠	医療法第30条の4第1項	感染症法第10条第1項	特措法第7条第1項
目 的	・医療を受ける者の利益の保護、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保	・感染症の発生予防及びまん延防止による公衆衛生の向上及び増進	・国民生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化
概 要	・保健・医療の充実に向けて疾病対策や医療提供体制の確保を図るために策定するもの	・国が定める基本指針に即して、都道府県が感染症の予防のための施策の実施に関し定めるもの	・新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、平時の準備や感染症発生時の措置の内容を示すもの
対 象	新興感染症(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症)、その他の感染症	1～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症)
構 成	<ul style="list-style-type: none"> ・5疾病 ・6事業 <ul style="list-style-type: none"> 救急医療 災害医療 へき地医療 周産期医療 小児医療 <u>新興感染症の発生・まん延時に おける医療</u> ・在宅医療 ・<u>他の感染症対策 等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防、まん延の防止のための施策 ・情報の収集、調査・研究 ・検査実施体制 ・医療提供体制 ・患者移送体制 ・宿泊施設確保 ・療養生活の環境整備 ・総合調整・指示 ・人材養成・資質向上 ・保健所体制確保 ・啓発・人権尊重 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・情報収集・分析 ・サーベイランス ・情報提供・共有、リスクミニマ化 ・水際対策 ・まん延防止 ・ワクチン ・医療 ・治療薬・治療法 ・検査 ・保健 ・物資 ・国民生活・国民経済の安定確保
会議体	医療審議会	感染症対策連携協議会	新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対策推進協議会 感染症専門家会議

↔
整合

↔
整合